

3. 地域の保全・管理に関する施策（市町村管理構想、地域管理構想の検討・策定）

62	市町村管理構想・ 地域管理構想策定推進対策	URL	HP 事例等	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000131.html	 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
市町村・地域	ソフト		3月～ 4月頃		19	国土交通省 国土政策局 総合計画課 国土管理企画室 03-5253-8359

- 人口減少・少子高齢化の中で適切な国土管理を推進するため、「国土の管理構想」（令和3年6月）に基づき、土地の現状把握と将来予測をもとに、管理の優先度や管理方法、土地の管理の在り方等を検討する、国土利用計画の実行計画としての役割を担う管理構想を、都道府県、市町村、地域の各レベルで策定することが重要となる。
- このため、管理構想の全国展開に向けて、特に市町村や地域における実践的な取組を推進する観点から、管理構想策定の自走化支援を強化するための「人材の育成強化」及びDXを活用した「策定プロセスの簡易化」に向けた取組を実施するとともに、「半島地域等における実証調査」等を行う。

■調査内容

① 管理構想策定の自走化支援の強化

○人材の育成強化

- ・策定促進に当たっては、多様な主体(※)の参画を促し、策定能力の向上を図ることが重要であることから、これまでのモデル形成調査の成果も活用しながら、有識者や実践者による、人材育成プログラムを企画・実施。
- ・策定の事例や効果をわかりやすく整理・周知するため、事例集等を作成。

※自治体職員、地域住民・団体のほか、地域おこし協力隊、大学・研究機関、民間企業等

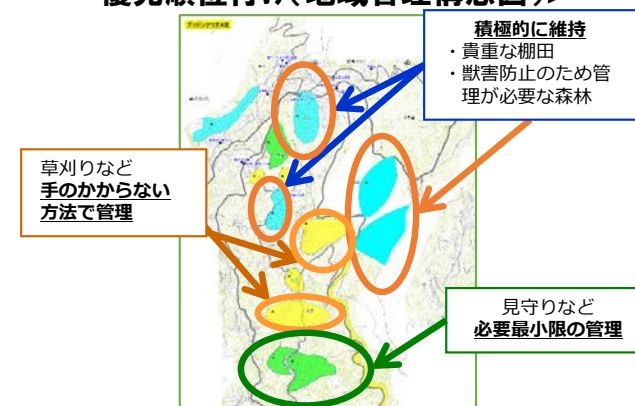
○DXを活用した策定プロセスの簡略化

- ・管理構想の策定に必要となる、将来人口や土地利用等のデータ収集や地図の重ね合わせ作業が、自治体等の負担となっていることから、DXの活用により策定プロセスの簡易化を図るため、データの整理や方策等の検討を実施。

② 半島地域等における実証調査

- ・半島地域等の特に人口減少が懸念される地域において、災害リスク等も踏まえた、土地の利用・管理方法の転換を図る観点から、管理構想の策定の手引きへの反映等も視野に、管理構想の検討について実証調査等を実施。

<地域における国土管理の優先順位付け(地域管理構想図)>



<DXを活用した策定プロセスの簡易化>

管理構想の策定に必要となる、データ収集や地図の重ね合わせ



- 例) ・人口、高齢化率
・土地利用の状況
・災害リスク等

DXを活用し、策定プロセスの簡易化を図ることで、自治体は、管理方策の検討や合意形成等に注力できる

3. 地域の保全・管理に関する施策(農用地等の保全・管理)

63	農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県、市町村、 地域協議会等	ハード・ソフト	定額、 5.5/10等	随時	10月頃（随時）	7,389の内数	農林水産省農村振興局 農村政策部地域振興課 03-6744-2665	

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想を作成**し、その実現に必要な**農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費**等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：＜ソフト＞定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）、＜ハード＞5.5/10等】

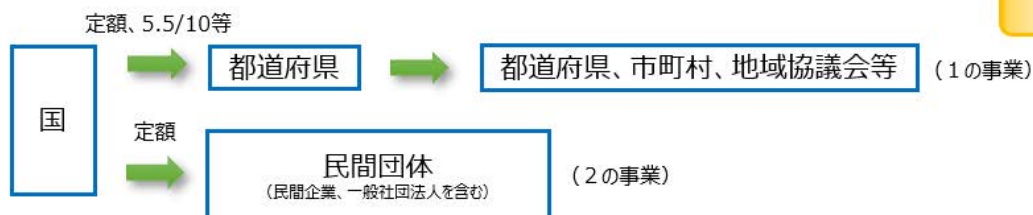
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を実施



【地域ぐるみでの話し合い】



【土地利用構想の概定】



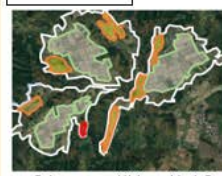
【農用地保全の実証的な取組】



放牧

Step 2

土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】



【粗放的利用のための条件整備】



【農用地保全に資する基盤整備】



【農業用ハウスの整備】



【鳥獣緩衝帯】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】



【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

3. 地域の保全・管理に関する施策(農用地等の保全・管理)

64	中山間地域等直接支払交付金	URL	HP 事例等① https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-105.pdf 事例等② https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/attach/pdf/r0501-10.pdf	 HP 事例等① 事例等②		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度予算概算決定 (百万円)	問合せ先
農業者の組織する団体等	ソフト	定額	～8月		28,460	農林水産省農村振興局 地域振興課 03-3501-8359

<事業の内容>

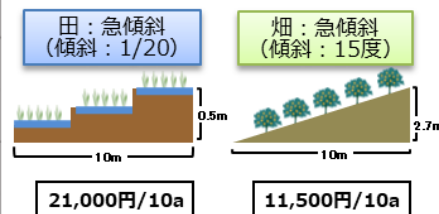
1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

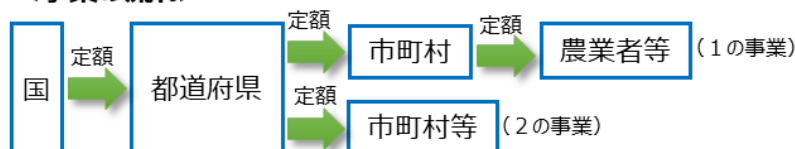
※1 複数の集落協定期間の活動の連携(ネットワーク化)や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(ネットワーク化活動計画の作成)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上) 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額: 100万円/年】	10,000円(最大※2) (地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算 【上限額: 200万円/年】	5,000円 (地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
(～5ha部分) 10,000円/10a、(5ha～10ha部分) 4,000円/10a、(10～40ha部分) 1,000円/10a

※3 第5期対策(R2～R6)で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。